

=速達= =配達証明=

〒206-0011
東京都多摩市関戸2-24-27
三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会
委員長 湊 信明 殿



132-82-94419-4

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1

ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

弁護士 松下 知輝 弁護士 伊部 隆登

受付通番 : G02340470000100001 号

2026年7月27日

〒206-0011

東京都多摩市関戸2-24-27

三ツ木聖蹟桜ヶ丘ビル5階

ムラキ株式会社 独立委員会

委員長 湊 信明 殿

委員 川口 幸信 殿

委員 立山 純子 殿

〒107-0052

東京都港区赤坂4-1-1

ビステーション赤坂6階

松下法律事務所

株式会社イクヨ代理人

弁護士 松下 知輝

同 伊部 隆登

同 田中 大二郎

電話 03-6234-4113

FAX 03-6234-4195

回 答 書 ①

拝復 当職らは株式会社イクヨ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴委員会の2026年7月17日付「質問書」（以下「本質問書」といいます。）を受領いたしました。当社は、貴委員会による検討（以下、本質問書の定義に従い「本検討」といいます。）の趣旨を尊重し、下記のとおり回答いたします。

本回答は、当社において、関係役職員に対するヒアリングならびに電子メール、通話記録、社内議事録および稟議記録等の客観的資料の確認による社内調査を実施した結果に基づくものです。なお、本検討の趣旨に照らし、当社は、引き続き貴委員会のご検討に誠実に協力させていただく所存です。

第1 回答にあたっての当社の基本的立場

個別のご回答に先立ち、本検討の対象である「共同協調行為等」の存否に直接関わる事項として、当社の基本的立場を明らかにいたします。

1 当社の保有目的の経緯と現在の目的

当社は、2026年1月19日、貴社株式250,000株を、同日付「上場有価証券の取得に関するお知らせ」記載のとおり、余剰資金の有効活用を目的とした純投資として取得いたしました。同お知らせに記載のとおり、当社は、取得の時点において、業務提携その他の事業上の協力関係の構築や貴社の経営への関与を目的としていたものではありませんが、将来において事業上の協力等を検討する可能



受付通番：G02340470000100001 号

性を否定していたものでもありません。

その後、当社は、貴社の事業内容、販売ネットワーク、自動車アフターマーケット領域における位置づけ等への理解を深める過程で、当社グループのEV関連事業等と貴社の事業基盤との間に相互補完の可能性があると認識に至り、2026年1月頃から業務提携の可能性の検討に着手し、同月27日、貴社に対して事業提携のご提案（「イクヨムラキ様 事業提携に関するご提案」）を行い、同年3月23日には貴社取締役会に対して経営課題に関するディスカッション資料をご提示いたしました。

貴社との協議に至る個別の経緯（ご提案の準備状況、ご連絡の経路および面談の状況等）につきましては、関係資料を確認のうえ、確認できた範囲で改めて補足させていただきます。

現在、当社の貴社株式の保有の中心的な目的は、貴社との業務提携を通じた双方の中長期的な企業価値向上にあります。

なお、大量保有報告書（2026年1月23日付）およびその変更報告書（同年7月22日付）の保有目的欄の記載につきましては、上記の経緯を踏まえ、現在、法令上の報告の要否および記載内容の適否を確認しているところであり、確認の結果、報告または訂正を行うべき事項が認められた場合には、法令に従い適切に対応する方針でございます。

2 支配権の取得に関する当社の考え方

当社は、現時点において、貴社の支配権の取得を唯一の目的として貴社株式を保有しているものではありません。当社が貴社取締役会宛て2026年7月2日付「ご連絡」において「目的の達成のために必要と判断される場合には、貴社の支配権の取得を含めて検討する可能性」がある旨記載した点は、中長期的な資本・業務提携を模索するにあたり、支配権の取得も選択肢の一つとしてあり得る旨を述べたものです。この点につきましては、本書をもって、以下のとおり当社の考え方を明確にさせていただきます。

すなわち、当社は、現時点においては貴社の支配権の取得を唯一の目的とはしておらず、仮に将来、事業環境の変化等により貴社との資本関係の在り方を検討する場合であっても、貴社取締役会との協議を経たうえで、貴社の買収への対応方針（以下「本買収対応方針」といいます。）に定める手続または金融商品取引法に基づく公開買付けその他の関係法令上の手続に従い、適切に対応する方針でございます。その際に、選択肢の一つとして、支配権の取得を行う可能性は考えられますが、様々な選択肢を比較検討の上、判断してまいります。

3 現時点における保有方針

当社は、現時点において、当社単独でも、また第三者の保有分と合算する形でも、本買収対応方針に反して、貴社株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する意味を有します。）の合計が20%以上となるような貴社株式の取得を予定しておりません。当社の保有割合は現在17.01%であり、今後の追加取得の有無および規模につきましては、貴社との業務提携に関する協議の状況、関係法令ならびに本買収対応方針の内容を踏まえ、慎重に検討する方針でございます。



4 BGC社との関係についての当社の立場

当社は、Blue Goats Capital株式会社（以下「BGC社」といいます。）との間で、貴社株式の取得もしくは譲渡、株主としての議決権その他の権利の行使、または貴社の経営方針・資本政策等に関し、合意、約束または了解をした事実はなく、金融商品取引法第27条の23第5項の共同保有者（同条第6項のみなし共同保有者を含みます。）に該当せず、また、本買収対応方針に定める「共同協調行為等」に該当する行為を行った事実もございません。この点は、当社の一貫した立場でございます。

5 本検討への協力

当社は、本検討の公正かつ迅速な遂行に資するよう、本回答書において当社の知り得る事実関係を可能な限り具体的に開示するとともに、追加のご質問および委員の皆様によるヒアリングにも誠実に対応いたします。あわせて、当社は、貴社との業務提携に関する協議の再開を希望しております。

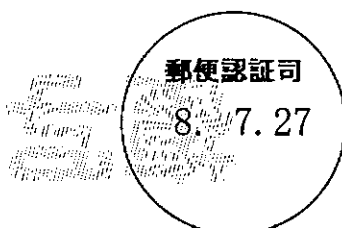
第2 本回答に関する留保事項

（1） 本回答は、当社が現時点で保有する記録および関係者の記憶に基づくものであり、今後の調査により補足・訂正すべき事項が判明した場合には、速やかにその旨をご連絡いたします。本回答中、なお確認を継続している旨を記載した事項につきましては、確認の結果を追ってご報告いたします。

（2） 本回答のうち、当社もしくは第三者の営業秘密または個人情報に関わる部分については、公表に先立ち、公表の要否および範囲について当社と事前にご協議いただきますようお願いいたします。

（3） 本回答は、当社が本買収対応方針所定の手続の適用対象であることを認める趣旨のものではございませんが、当社は、透明性確保の観点から、貴委員会のご検討に任意にご協力させていただくものです。

（回答書②へ続きます）



この郵便物は令和 8年 7月27日
第13282944194号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02340470000100001 号

